

令和6年診療報酬改定に伴う加算等について

①【生活習慣病管理料（I）（II）】

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して療養指導に同意した患者さまが対象です。

患者さまには個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ署名（サイン）を頂く必要がありますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

また当院では患者さまの状態に応じ、

- 。 28日以上 of 長期の処方を行うこと
- 。 リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。

なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

②【一般名処方加算】

院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

後発医薬品があるお薬については、説明の上、一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます

③【明細書発行体制等加算】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。